

商標審査基準たたき台（案）（4条1項7号）

商標法4条1項7号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
十四、第4条第1項第7号（公序良俗違反）	十四、第4条第1項第7号（公序良俗違反）
公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標	公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」とは、例えば、以下 <u>(1) から (5) に該当する場合をいう。</u> <u>(1) 商標の構成自体が非道德的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合</u> なお、<u>非道德的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものに該当するか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。</u> <u>(2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道德観念に反する場合</u> <u>(3) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合</u> <u>(4) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合</u> <u>(5) 当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合</u>	1. 「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、その構成自体がきょう激、卑わい、差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合並びに商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道德観念に反するような場合も含まれるものとする。 ※(1)から(5)の参考裁判例①参照 なお、「差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音」に該当するか否かは、特にその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断するものとする。 2. 他の法律によって、その使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標は、本号の規定に該当するものとする。 (新設)

<u>2. 本号に該当する例</u> ①「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合 ②「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合 ③周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうと判断される出願の場合 ④国旗（外国のものを含む）の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合 ⑤音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合 ⑥音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合	(新設) 「4条第1項第1号2.」から移動。 「国旗又は外国の国旗の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する商標は、たとえ、それらと類似しない場合であっても、第4条第1項第7号の規定に該当するものとする。」 (例) 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。 (例) 音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させる場合。
---	---